

【休眠預金等活用法に関する預金規定】

## 休眠預金等活用法に関する預金規定

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」という。）に関する取扱いについては、次の規定を適用させていただきます。

この規定において、「当行でお取扱いする預金等」とは、休眠預金等活用法上の預金等のうち、当行にて取扱う以下の預金をいいます。

なお、マル優の適用となっている預金は対象外です。

＜預金等の種類＞

当座預金（一般当座、専用約束手形口）	自由金利型定期預金 【大口定期預金】
普通預金	自動継続自由金利型定期預金 【大口定期預金】
決済用普通預金（無利息特約付）	変動金利型定期預金（単利型） 【変動金利定期預金】
貯蓄預金	変動金利型定期預金（複利型） 【変動金利定期預金】
納税準備預金	自動継続変動金利型定期預金（単利型） 【変動金利定期預金】
期日指定定期預金	自動継続変動金利型定期預金（複利型） 【変動金利定期預金】
自動継続期日指定定期預金	積立式定期預金
自由金利型定期預金（M型）「単利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	通知預金
自由金利型定期預金（M型）「複利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	定期積金
自由金利型定期預金（M型）「据置複利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	総合口座
自動継続自由金利型定期預金（M型）「単利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	非居住者円普通預金
自動継続自由金利型定期預金（M型）「複利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	別段預金
自動継続自由金利型定期預金（M型）「据置複利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	

### 1. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) 当行でお取扱いする預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる

## 【休眠預金等活用法に関する預金規定】

日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
  - ④ この預金が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前記(1)2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
    - a 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
    - b 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

## 2. 総合口座（積立式定期預金を担保として利用している場合を含む）、通帳式定期預金口座取引の最終異動日等（規則第4条第3項第6号に係る事由）

この取引における預金のいずれかに将来の債権の行使が期待される事由（前記1. (2)において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

## 3. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
  - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受け

## 【休眠預金等活用法に関する預金規定】

ていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづき預金等に係る債権が消滅したことにともない、本契約を解約された預金契約についても適用されるものとします。

### 4. 規定等の変更

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以 上

(2019年6月現在)